

令和8年（フ）第282号

佐賀県鳥栖市酒井西町820番地1 スミカ1-204
債務者 大塚 壽子
1 決定年月日時 令和8年10月14日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第81号

佐賀県唐津市松南町6番37号 宗田アパート5号、前住所佐賀県唐津市松南町8番9号
債務者 野崎 桃佳
1 決定年月日時 令和8年10月14日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第83号

佐賀県唐津市中原2925番地1 市営アパート1-306号
債務者 副島 俊二
1 決定年月日時 令和8年10月14日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和8年（フ）第199号

神奈川県横須賀市佐野町6丁目17番地 福寿荘1階左
債務者 松井 克之
1 決定年月日時 令和8年10月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第234号

神奈川県横須賀市浦郷町1丁目55番地市営アパートA-505
債務者 熊谷 和広
1 決定年月日時 令和8年10月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和8年（フ）第270号

青森県上北郡野辺地町字石神裏4番地5 サンハイツ2階A号室
債務者 角谷 裕子
1 決定年月日時 令和8年10月14日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第275号

青森市古川3丁目15番7号 コーボMT2-E、旧住所青森県むつ市大字田名部字落野沢42番地4
債務者 馬場 学
1 決定年月日時 令和8年10月14日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第118号

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松78番地1 BETTER R 藤崎203号室
債務者 山田 美喜
1 決定年月日時 令和8年10月14日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第422号

神奈川県愛甲郡愛川町三増783番地の1 三増住宅1-9
債務者 宮本真由美（旧姓木下）
1 決定年月日時 令和8年10月14日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年12月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止

令和7年（フ）第500号

沖縄県浦添市伊祖1-1-21OFFICE TIMEビル401号室
破産者 株式会社ワンスペース
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年（フ）第473号

鹿児島県霧島市隼人町住吉1214番地2
破産者 株式会社サンノウ企画
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第69号

沖縄県島尻郡八重瀬町新城1426-9
破産者 株式会社ティーエーシー
1 決定年月日 令和8年10月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第406号

埼玉県草加市谷塚町1475番地17
破産者 有限会社豊建設
1 決定年月日 令和8年10月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第212号

盛岡市中央通一丁目6番25号
破産者 株式会社平和タクシー
1 決定年月日 令和8年10月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（フ）第90号

秋田市牛島西一丁目1番11号
破産者 あさひ自動車株式会社
1 決定年月日 令和8年10月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1286号

横浜市旭区万騎が原110番地の1 ニックハイム205
破産者 合同会社CANNA
1 決定年月日 令和8年10月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第545号

川崎市多摩区登戸新町361番地
破産者 有限会社陵光
1 決定年月日 令和8年10月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第1678号

名古屋市西区名駅2丁目34番17号 セントラル名古屋1101号
破産者 株式会社アバンティジャパン
1 決定年月日 令和8年10月13日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部